

7 施設利用

(1) 障害児（者）短期入所事業

障害児（者）を介護している家族が、疾病等の社会的事由又は休養等の私的事由によって家庭における介護が困難になった場合に、一時的に施設で介護する。

平成18年度より障害者自立支援法の施行に伴い、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）に関わらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービス利用に係る手続きを一元化し、サービス体系についても自立支援給付のうち介護給付としての短期入所（利用者の保護者の疾病、冠婚葬祭への出席、看護、学校等の公的行事への参加、レジャー、旅行又は休息等の理由により、一時的に保護又は支援を必要とする場合に入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を提供する。）として障害の種別に関わらず利用することが可能となった。

また、平成21年度から医療的ケアが必要な障害者等への短期入所事業を実施している。平成25年4月からは難病患者等が新たに対象者に加えられた。

(2) 日中一時支援事業

平成18年度より実施されている地域生活支援事業の一つとして、利用者の保護者の疾病、冠婚葬祭への出席、看護、学校等の公的行事への参加、レジャー、旅行又は休息等の理由により、一時的に保護又は支援を必要とする場合に宿泊を伴わない一時的な見守り及び介護等の必要な支援を提供する。

短期入所事業利用実績（令和5年度実績）

延利用人数	6,524
延利用日数	33,969

〈資料：障害者支援課〉

日中一時支援事業利用実績（令和5年度実績）

実利用人数	649
延利用回数	15,907

〈資料：障害者支援課〉

8 社会参加

(1) 情報・意思疎通支援

①点字・声の広報等発行事業

各種の情報、資料を点字及び朗読テープ・CDで提供するほか、個人的な点訳・朗読サービスに対応している。

令和5年度実績	点字冊子	朗読テープ・CD	点字・朗読サービス
	12回・1,525冊	12回・1,701本	27回

〈資料：障害企画課〉

②視覚障害者向け保健福祉情報提供

視覚障害により身体障害者手帳を新たに受けた方及び希望する方に、障害者福祉に関する情報をまとめた「せんだいふれあいガイド」の音訳版・点字版・音声コード版を配布している。

③点訳奉仕員等養成事業

ア) 点訳・朗読・手話奉仕員、要約筆記者、手話通訳者及び盲ろう者通訳・介助員の養成講座を開催し、修了者は奉仕員等として登録・活動する。

（単位：人）

	点訳	朗読	手話奉仕員		手話通訳者	要約筆記者	盲ろう者 通訳・介助員
	基礎	入門	入門	基礎	基本・応用・実践		
修了者	9	9	21	14	3	9	10
登録者総数	52	85	108		73	43	84

※修了者は令和5年度実績、登録者総数は令和6年4月1日現在

〈資料：障害企画課〉

イ) 奉仕員研修会の開催

登録奉仕員を対象に、技術の向上・交流を図るための研修会を開催し、ボランティア活動の推進を図る。
令和5年度参加者延人数 279人

④手話奉仕員等派遣事業

聴覚障害者等の要請により手話通訳者、要約筆記者・要約筆記奉仕員、盲ろう者通訳・介助員を派遣する。
令和5年度派遣者延人数 手話828人、要約筆記13人、盲ろう通訳・介助員475人

⑤手話通訳相談員設置事業

障害企画課、各区及び宮城総合支所障害高齢課に手話通訳相談員を配置し、コミュニケーションの円滑化を図っている。（「2(4)聴覚障害者相談支援」参照）

⑥字幕入り映像ライブラリー等貸出事業

聴覚障害者のために、字幕又は手話を挿入したビデオテープ・DVDの貸し出しを行っている。

令和5年度実績 在庫タイトル本数 890本 貸出件数 2件 利用登録者数 20人

(2) 生活訓練等

①生活訓練事業

事業	概要	令和5年度実績
視覚障害のある方の社会生活教室	視覚障害のある方を対象に、社会生活上必要な知識の習得、体験交流等の講習会を開催	8回・延べ65人
中途失聴・難聴の方の生活訓練	中途失聴・難聴の方を対象に、手話・読話等のコミュニケーション手段の訓練等を実施	6回・延べ43人
聴覚障害のある方の社会生活教室	聴覚障害のある方を対象に、社会生活に役立つ講習会を開催	8回・延べ143人
障害のある方の健康指導教室	身体障害のある方を対象に、日常の健康管理や二次障害の発生を抑える上で必要な知識や体操などの講習会を開催	16回・延べ117人

〈資料：障害企画課〉

②家族教室等開催事業

〔「2(8)精神障害者家族教室」参照〕

(3) スポーツ・レクリエーション振興

①スポーツ振興・推進事業

障害者スポーツに関する企画、振興、推進業務にあたるスポーツ振興推進員を設置している。

令和5年度 推進員数 5人

②スポーツ教室等開催事業

障害者を対象に各種スポーツ教室やスポーツ体験イベントを開催している。

令和5年度 教室：22種目22回 参加者延べ463人、体験イベント：3回 参加者501人

③全国障害者スポーツ大会仙台市選手団派遣事業

全国障害者スポーツ大会に仙台市選手団を派遣している。

令和5年度 56人派遣（鹿児島県）

④身体障害者レクリエーション教室開催事業

種別	内容	令和5年度実績
戸外活動	山元町方面、亘理町方面の散策を開催	2回開催・参加者88人
身体障害者家族ぐるみ運動会	身体障害者と家族が親睦・交流を深めるため、運動会を開催	1回開催・参加者141人

〈資料：障害企画課〉

⑤知的障害者レクリエーション教室開催事業

料理、ニュースポーツ、創作活動など11教室実施している。

令和5年度 全56回 参加者延人数 675人

⑥精神障害者レクリエーション教室開催事業

運動会、健康づくり交流会などを実施している。

令和5年度 全5回 参加者延人数 153人

⑦三障害共通レクリエーション教室開催事業

スケッチ散策教室及び写真教室等を実施している。

令和5年度 全3回 参加者延人数 87人

⑧本人活動支援事業

知的障害者による公園の美化等のボランティア活動および交流活動を支援している。

⑨精神障害者ボランティア活動支援事業

- ・精神保健福祉ボランティア団体活動講座

障害者や家族等を対象にボランティアに関する講習を行っている。

- ・精神保健福祉スキルアップ研修

精神保健福祉に従事する職員が新しい情報・知識を習得するための研修会を開催している。

⑩障害者福祉活動推進事業

障害者社会参加推進事業に係る企画・推進業務にあたるため、身体・知的・精神の各分野において障害者福祉活動推進員を設置している。

令和5年度 推進員数 8人

(4) 文化芸術活動・障害者理解と相互交流推進

①福祉まつり「ウエルフェア」の開催

障害者の文化芸術活動の発表の場を設けるとともに、市民の障害福祉の理解を深めることを目的に、年2回（屋外・屋内）開催している。

令和5年度来場者数 屋内200人 屋外10,000人

②ウエルフェアアート展の開催

障害者週間に合わせて「心の輪を広げる体験作文」・「障害者週間のポスター」コンクール、「障害者による書道・写真・絵画」コンテストへの応募作品を展示している。

③「心の輪を広げる体験作文」・「障害者週間のポスター」コンクール

障害のある方とない方の相互理解を促進するため、市内の小学生から一般までを対象に作品を募集し、入賞者を表彰している。

令和5年度応募点数 作文 9点 ポスター 9点

④「障害者による書道・写真・絵画」コンテスト

障害者の文化芸術活動への創作意欲の増進と社会参加の推進を目的に開催している。

令和5年度応募点数 書道 52点 写真 40点 絵画 44点

⑤紙上交流事業

障害者の芸術作品や日ごろの活動を紹介し、相互の交流を図る情報誌「わっか」を発行している。

令和5年度発行回数1回 墨字版延2,000部 朗読テープ版 延22本 点字版 延43部 CD版 延89枚

(5) 外出のための環境づくりの推進

①障害者交通費助成事業〔ア～ウの複数に該当する場合、1つを選択〕

ア) 障害者ふれあい乗車証交付

障害者の社会参加を促進するため、仙台市内に限り仙台市営バス、宮城交通バス、地下鉄に無料で乗車できるふれあい乗車証を交付する。（所得制限あり）

対象者：・身体障害者手帳1級の視覚・上肢・下肢・体幹・移動・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害者

・身体障害者手帳2級の視覚・聴覚・下肢・体幹・移動・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害者

・身体障害者手帳3級の下肢・体幹・移動機能障害者、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害者のうち車いす使用者及び呼吸器機能障害で在宅酸素療法実施者

・身体障害者手帳4級の下肢・体幹・移動・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害者のうち車いす使用者及び呼吸器機能障害で在宅酸素療法実施者

・療育手帳A又はB所持者

・精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者

支給決定数（令和５年度実績）

（単位：件、千円）

身体障害者手帳				精神障害者保健福祉手帳			療育手帳		合 計	助成額
1 級	2 級	3 級	4 級	1 級	2 級	3 級	A	B		
1,584	1,010	456	109	507	5,017	2,599	851	4,867	17,000	633,714

〈資料：障害企画課〉

イ）障害者福祉タクシー利用料助成

障害者の社会参加を促進するため、タクシー券を交付している。（所得制限あり）

助成額：平成16年10月より、年間30,000円分（1枚500円を60枚）の利用券を交付

対象者：・身体障害者手帳1級の視覚・上肢・下肢・体幹・移動・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害者
・身体障害者手帳2級の視覚・下肢・体幹・移動・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害者
・身体障害者手帳3・4級の下肢・体幹・移動・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害者のうち車いす使用者及び呼吸器機能障害で在宅酸素療法実施者
・療育手帳A所持者
・精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者

支給決定数（令和５年度実績）

（単位：件、千円）

身体障害者手帳				精神障害者保健福祉手帳		療育手帳A	合 計	助 成 額
1 級	2 級	3 級	4 級	1 級	2 級			
3,512	1,305	846	534	544	2,003	670	9,414	198,964

〈資料：障害企画課〉

ウ）障害者自家用車燃料費助成

障害者の社会参加を促進するため、自家用車燃料費助成券を交付している。（施設入所者は除く、所得制限あり）

助成額：平成16年10月より、年間30,000円分の利用券（1枚1,000円を30枚）を交付

対象者：障害者福祉タクシー利用券の交付条件を満たし、かつ、以下ア～ウのいずれかの条件を満たす方

ア）障害者本人が所有し運転すること

イ）障害者本人が所有する車を同居の家族が運転すること

ウ）同居の家族が所有する車を同居の家族が運転する場合は、身体障害者が18歳未満である場合、療育手帳Aである場合、精神保健福祉手帳1級である場合に限る

支給決定数（令和５年度実績）

（単位：件、千円）

身体障害者手帳				精神障害者保健福祉手帳		療育手帳A	合 計	助 成 額
1 級	2 級	3 級	4 級	1 級	2 級			
2,498	625	356	181	267	737	1,292	5,956	173,920

〈資料：障害企画課〉

②自動車運転免許取得助成事業

障害者が、社会活動への参加のために運転免許を取得する際、免許取得に要する費用の2／3を助成する。（10万円限度、所得による制限あり）

令和５年度助成受給者 41人 助成額 3,927,000円

③自動車改造助成事業

身体障害者が、自ら所有して運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の改造に要する費用を助成する。（10万円限度、所得による制限あり）

令和５年度助成受給者 20人 助成額 1,925,000円

④補助犬飼料給付事業

身体障害者補助犬の利用者が市県民税非課税世帯の方である場合に、補助犬の飼料を年額42,000円以内で現物給付している。

令和３年度 10人 令和４年度 9人 令和５年度 8人

⑤リフト付自動車運行助成事業

公共交通機関を利用することが困難な方を対象に福祉有償運送を行う事業所に対し、一定の要件の下、事業費

を助成する。

(6) 就労支援

①障害者就労支援センター運営管理事業

障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、総合相談窓口を設置し、障害者やその家族、支援者、事業者等に対し、就労に関する相談に応じるとともに、職場定着のための支援や就労体験実習、職場開拓、市民啓発等を行っている。

②障害者就労プロモート事業

障害者の安定した雇用が実現される就労環境づくりを目的に、障害者本人・企業等の多様なニーズに対応したセミナーの開催や障害者雇用貢献事業者への市長表彰事業などを実施する。

③障害者在宅就労支援事業

障害者の在宅就労に向けて、ITスキルの取得・向上を目的とし、ITスキル講習を実施する。
令和5年度「デザイン講座、2次元CAD講座」等 受講者延人数 42人

④障害者販売業務訓練等事業

知的障害者を対象に、一般店舗の一角において障害者就労施設等が製作した施設自主製品等の販売、接客等の就労訓練を行うことにより、知的障害者の自立と社会参加を促進し、市民及び事業者の理解の増進を図っている。
専門の相談員（訓練指導員）を配置し、事業を実施する社会福祉法人に対して事業費を助成している。
（事業実施法人 （社福）仙台市手をつなぐ育成会）

⑤知的障害者チャレンジオフィス事業

知的障害者を会計年度任用職員として雇用し、一般就労へ向けた支援を行うとともに、障害程度や能力に応じた業務内容、業務量の検討を行うことにより、知的障害者の雇用促進を図る。

⑥障害者就労促進を目指した広報・PR

障害者就労に関するホームページを設け、就労支援の情報を一元的に発信するとともに、障害者雇用に貢献している企業や、支援活動を広く市民にPRするなど、広報媒体を通じて障害者を雇用する企業を応援することにより、職場開拓や職域拡大、市民啓発を進める。

⑦福祉的就労ステップアップ事業

ホームページ等を活用した施設自主製品の周知広報を行うとともに、施設職員の営業力・企画力を高める研修を実施し、施設自主製品の販売促進・販路拡大による福祉的就労の充実及び施設職員の支援スキルの向上を図る。

(7) 施設自主製品の販売促進

障害者の福祉的就労の支援を目的とし、販売機会の拡大を図るため展示販売会を定期的を開催するほか、各種イベントへの出店やPR活動、製品開発等に関する事業を推進している。

展示販売会開催状況（令和5年度実績）（単位：日、施設）

	ふれあい製品展示販売会	ふれあい製品フェア
開催場所	区役所・ガス局・文化センター等	市民広場
開催延日数	928	6
参加施設延数	1,601	193

〈資料：障害企画課〉

9 障害者差別解消

共生社会の実現に向けて、市民や事業者等に対し、多様な機会や媒体等を活用して、障害理解の促進及び障害者への差別の解消を図る。

①障害理解サポーター養成研修

障害理解促進、障害のある方の社会参加推進を図るため、市民・企業・団体等に対して、障害のある方を講師として派遣し、研修を実施する。

令和5年度 実施回数 30回 受講者数 849人

②ココロン・カフェ

障害のある人もない人も暮らしやすい社会の実現を目指し、誰でも参加することができる市民向けワークショップを実施する。

令和5年度 実施回数 2回 参加人数 46人

③ココロン・スクール

若年層の障害理解促進を図るため、中学生・高校生に対して、障害のある方を講師として派遣し、講話やワークショップ等を実施する。

令和5年度 実施回数 4回

④Webを活用した広報事業

若年層の障害のある方への関心を高めること等を目的として、障害のある方及び支援者の活動等を紹介するWebサイトを開設し、Web広告を用いた広報を実施する。

令和5年度 Webサイトアクセス数：19,401回、広告表示回数約224万回、広告クリック数16,006回

⑤市民協働事業 手話ソングワークショップ「バリコミュ・シュワッチ・クラブ」

若年層の障害理解促進を図るため、児童館に通う児童等を対象として、児童館や子ども食堂等を会場に手話のワークショップを実施する。

令和5年度 実施回数 10回 参加人数 463人

⑥ヘルプマークの配付

内部障害や難病の方など外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせるヘルプマークの配付及び周知啓発を実施する。

令和5年度 配付個数 4,387個

10 仙台市が設置する施設等の状況

(1) 児童発達支援センター

児童福祉法に基づく児童発達支援センターで、0歳から5歳の障害児の障害特性に合わせた療育及び保護者への養育相談を行うことにより、障害児の育成を図ることを目的としている。

在籍児童の状況（令和6年3月31日現在）（単位：人）

施設名	定員	児童数			年齢別内訳（再掲）	
			男	女	0～2歳児	3～5歳児
なかよし学園	日々30	34	23	11	0	34
あおぞらホーム	日々20	25	15	10	15	10
サンホーム	日々30	34	25	9	20	14
立町たんぼぼホーム	日々20	23	18	5	19	4
大野田たんぼぼホーム	日々30	43	28	15	35	8
田子西たんぼぼホーム	日々30	22	16	6	15	7
上飯田たんぼぼホーム	日々20	34	22	12	26	8
西花苑たんぼぼホーム	日々20	29	21	8	16	13
袋原たんぼぼホーム	日々30	38	30	8	25	13
なのはなホーム	日々30	26	18	8	13	13
計		308	216	92	184	124

〈資料：北部発達相談支援センター、南部発達相談支援センター〉

(2) 障害福祉サービス事業所

①「泉ひまわりの家」

入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等、必要な援助を行う。

ア) 泉ひまわりの家の概要

対 象	15歳以上の知的障害者		
定 員	生活介護 20人	開 設	平成4年4月
運 営	（社福）仙台市社会福祉協議会		
所 在 地	泉区七北田字道13番地		
活動内容	買物活動、物作り、地域との交流等の社会参加活動、各種行事の実施等		

〈資料：障害者支援課〉

イ) 通所者の状況（令和6年4月1日現在）

（単位：人）

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50歳以上	合計
男	2	3	7	3	15
女	2	2	2	1	7
計	4	5	9	4	22

〈資料：障害者支援課〉

②「泉ふれあいの家」

入浴、排せつ及び食事等の介護，創作的活動又は生産活動の機会の提供等，必要な援助を行うとともに，就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。

事 業	生活介護			事 業	就労継続支援B型			
対 象	主として中・重度の知的障害者			対 象	主として軽・中度の知的障害			
定 員	20人	開 設	昭和58年 4 月	定 員	20人	開 設	昭和60年 4 月	
活動内容	買物活動，調理活動，地域との交流等の社会参加活動，各種行事の実施等			活動内容	箱折り，手作り品製作等			
運 営	(社福) 仙台市社会福祉協議会							
所 在 地	泉区七北田字菅間42番地の 1							

〈資料：障害者支援課〉

③「ウインディ広瀬川」

精神障害者に対して，入所等のうえ，居室その他の設備を利用させるとともに，家事等の日常生活能力を向上させるための支援，生活等に関する相談及び助言その他の支援を行っている。

対象	本市が支給決定した障害者で，市内に居住し生活訓練を希望する人		
定員	自立訓練（生活訓練），宿泊型自立訓練 20人，短期入所 3人		
利用期間	支給決定された期間（標準利用期間は2年間）		
運営	(社福) 緑仙会		
所在地	青葉区荒巻字三居沢1番地の8	開設	平成9年4月

〈資料：障害者支援課〉

④「パル三居沢」及び「パルいずみ」

雇用されることが困難な精神障害者が，通所し，必要な作業，就労援助や仲間との交流を通して，社会復帰・社会参加を促進することを目的とする通所型の社会復帰施設である。

対象	市内に居住し，雇用されることが困難な精神障害者で，社会復帰への意欲があり，施設への通所が可能な人		
利用期間	毎週月～金の5日間（就労移行支援の標準利用期間は2年）		
運営	(社福) 緑仙会		
パル三居沢	定員	就労継続支援B型 20人	
	所在地	青葉区荒巻字三居沢12番の1	開設 平成5年4月
パルいずみ	定員	就労移行支援 6人，就労継続支援B型 24人	
	所在地	泉区七北田字大沢鳥谷ケ沢8番地の11	開設 平成5年7月
活動内容	軽作業や季節に応じた行事，レクリエーション，話し合い等		

〈資料：障害企画課〉

(3) 障害者就労支援センター「はたらポート仙台」

障害のある方の雇用促進と職業の安定を図るため，一人ひとりのニーズに合わせて，就労全般にわたる総合的な支援を行っている。

ア) 障害者就労支援センターの概要

所在地	泉区泉中央二丁目1番1号 泉区役所東庁舎5階		
開設	平成13年1月		
運営	(社福) 仙台市障害者福祉協会		
事業内容	窓口相談，電話相談，職場定着支援，就労体験実習，職場開拓等		
開所日	月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時（ただし，祝日及び年末年始は休み）		

〈資料：障害企画課〉

イ) 利用者状況

(単位: 人)

障害別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知的	109	124	93
身体	53	73	68
精神	203	195	211
その他	162	187	268
計	527	579	640

〈資料: 障害企画課〉

ウ) 相談状況

(単位: 人, 件)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
延 件 数	来所	864	750	859
	電話	5,691	3,999	3,622
	FAX	38	4	15
	メール	5,840	4,865	5,534
	訪問・同行等	2,250	1,503	1,685
	計	14,683	11,121	11,715

〈資料: 障害企画課〉

11 障害者総合支援センター「ウェルポートせんだい」

障害者総合支援センターは、身体障害者福祉法第11条に基づき設置された機関として、身体障害者の自立支援のために専門的な相談・支援、医学的・心理学的及び職能的判定、身体障害者手帳の認定を行っている。

また、地域リハビリテーションを推進する中核機関として、視覚障害、高次脳機能障害、難病等の方への相談支援を行っているほか、包括的呼吸リハビリテーション事業や重度障害者コミュニケーション支援事業を実施している。

(1) 施設概要

所在地 泉区泉中央2丁目24番1号 (健康増進センター・北部発達相談支援センターと併設)

構造 鉄筋コンクリート地下1階 地上3階(健康増進センター・北部発達相談支援センターと併設)

延床面積 1,937.58 m² (障害者総合支援センター分)

敷地面積 8,670.00 m² (健康増進センター・北部発達相談支援センターと併設)

(2) 専門相談・判定

身体障害者福祉法第11条に基づく「身体障害者更生相談所」として、補装具や更生医療の給付に係る判定などを実施しているほか、既存の制度やサービスでは対応が困難な障害のある方の専門的な相談・支援を行っている。

専門相談件数 (令和5年度実績) (単位: 件)

合計	訪問	来所	電話・メール	その他
1,341	31	87	1,217	6

〈資料: 障害者総合支援センター〉

障害別判定件数 (令和5年度実績)

判定状況内訳 (単位: 件)

障害別	内容別	補装具	更生医療	その他	合計	来所	訪問	文書	合計
視覚		1	0	0	1	1	0	0	1
聴覚音声言語		239	15	0	254	107	0	147	254
肢体		489	150	0	639	432	39	168	639
内部		0	489	0	489	0	0	489	489
難病(身障手帳なし)		6	0	0	6	1	2	3	6
計		735	654	0	1,389	541	41	807	1,389

〈資料: 障害者総合支援センター〉

(3) 地域リハビリテーション支援事業

① 高次脳機能障害者支援事業

脳のけがや病気の後遺症として記憶や遂行機能、注意等に障害があらわれる「高次脳機能障害」に関して、当事者及び家族に対し総合的な相談支援(就労希望者への支援含む)を実施しているほか、地域の支援者の相談に応じている。また、支援者を対象とした研修を体系的に開催している。

令和5年度 支援実人数 67人 支援延回数 487回

令和5年度 研修実績 2回開催 参加延人数 179人

② 視覚障害者支援事業

視覚障害の方やその家族に対する相談支援・交流会及び就労を目指す方に対する職業リハビリテーション等の生活支援事業(NPO法人アイサポート仙台に委託)と白杖歩行・日常生活等の生活訓練事業((公財)日本盲導犬協会仙台訓練センターに委託)を実施。また、社会参加促進のため、地域活動推進センター「きりん」に対する運営費を補助(NPO法人アイサポート仙台)している。

令和5年度 相談件数 2,891件

③呼吸リハビリテーション事業

呼吸器疾患や障害のある方が、少しでも楽に生活ができるよう、疾患の管理能力を高めるため「呼吸健康教室」を開催している。また、相談支援事業所の職員や、居宅介護支援事業所等の職員（ケアマネジャーなど）に対し、疾患特性の理解、支援の工夫につながる知識提供等のため研修会を実施し（いずれも仙台市障害者福祉協会に委託）、安心して社会生活が継続できるような支援システムの構築を目指している。

令和5年度 呼吸健康教室 参加者 春教室 延べ91人 秋教室 延べ34人
呼吸リハビリテーション支援者研修会 参加者 21人

④重度障害者コミュニケーション支援事業

進行性神経難病等、重度障害者の生活の質の向上を目的に、重度障害者コミュニケーション支援センター（NPO法人せんだいアビリティネットワークに委託）を設置し、重度障害者用意思伝達装置等の適切な使用が継続できるよう技術的な支援を行っている。また、地域で重度障害者と関わることの多い相談支援従事者等を対象に、普及啓発を目的とした研修会を開催している。

令和5年度 支援実人数 82人（新規27人） 支援回数 867回

12 精神保健福祉総合センター「はあとぼーと仙台」

市民の心の健康相談、回復途上にある精神障害者のデイケア指導のほか、精神保健福祉に関する知識の普及・啓発、企画立案、技術援助、教育研修、調査研究、組織の育成、無床診療等の業務を行っている。

【沿革】 昭和27年6月 小児精神衛生相談所（ベビーホーム）として業務を開始
31年3月 精神衛生相談所開設（ベビーホームを改組）
58年4月 デイケアセンター開設（精神衛生相談所を改組）
平成9年4月 精神保健福祉総合センター開設（デイケアセンターを改組）

(1) 施設概要

所在地	青葉区荒巻字三居沢1番地の6	延床面積	1,474.44㎡
構造	鉄筋コンクリート2階建	その他倉庫	52.97㎡
敷地面積	5,492.16㎡		

(2) デイケア指導

目的ごとに3コース設定しており、仙台市に住所を有する方を対象に、通所による指導を行うことで、精神障害者の社会復帰、社会参加等を目指している。

就労支援・社会参加コースでは、規則的な生活、対人関係の改善などを目標とし、社会復帰施設への移行や就労等へのステップアップに向けた支援を行っている。

リワーク準備コースでは、うつ病で休職中の方の復職準備性を高めることを目標としている。

アディクション回復支援コースでは、薬物依存やアルコール依存からの回復へ向けた支援を行っている。

令和5年度実績 指導日数186日 登録者数77人 通所延人数2,211人（3コース合計）

(3) 精神保健福祉相談

一般市民を対象に、本人や家族の心の相談を継続的に実施している。

相談件数（令和5年度実績）（単位：件）

新規実数	再来延数	電話相談 （所内）	電話相談 （はあとライン）	電話相談 （ナイトライン）	訪問指導
195	1,718	1,084	3,549	8,814	20

〈資料：精神保健福祉総合センター〉

新規相談者の来所経路（令和5年度実績）（単位：件）

直接	病院	保健福祉センター	児童相談所	学校	その他
103	10	7	4	6	65

〈資料：精神保健福祉総合センター〉

新規相談の問題別分類（実件数）（令和５年度実績）

（単位：件）

総数	行動上の問題	精神的な悩み	身体的な悩み	学 校 不適応	家 族 関係	薬 物 依存等	地域職場 不適応	受診・ 受療	IQ・DQ 等検査	社会 復帰	その他
195	37	14	2	38	35	31	4	6	0	4	24

〈資料：精神保健福祉総合センター〉

相談者の処遇（延件数）（令和５年度実績）

（単位：件）

総数	診察	個別相談	アルコール・薬物家族 ミーティング	ひきこもり当事者グループ （フリースペース）	ひきこもり 家族グループ
2,826	736	1,913	52	46	79

〈資料：精神保健福祉総合センター〉

(4) こころの絆センター（自殺対策推進センター）

自殺を考えている者、自殺未遂者及び自死遺族等の相談に応じ、適切な相談窓口につなげるための情報提供を行っているほか、地域で自殺対策に取り組むための人材育成、自殺対策に関する普及・啓発、自殺の実態把握を行っている。これらの支援を保健・福祉・医療・労働・教育・警察等の関係機関と連携を図りながら取り組むことで、自殺対策の総合的な支援体制の強化を図ることを目的として、これまでの自殺予防情報センターの機能を拡充し、平成31年４月１日より、精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台）内に設置している。

実施状況（令和５年度実績）

相談支援	電話相談	627 件
	未遂者等ハイリスク者支援	43 名 延 220 回支援
	司法とこころの定例相談	28 件
	司法とこころのキャンペーン型相談会（面接相談）	21 件
人材育成	研修会の実施	2 回（参加者 218 名）
	講師派遣	9 回（参加者 190 名）

〈資料：精神保健福祉総合センター〉

(5) 地域総合支援事業

保健所、精神科医療機関及び精神障害者に対する福祉サービスを提供する事業所等の関係機関が行う精神障害者等への支援に対する技術援助を実施している。

○技術援助の内容

- ① 地域精神保健福祉活動
- ② 災害時メンタルヘルス
- ③ 地域移行支援及び地域定着支援
- ④ 医療観察法対象者への支援 等

13 発達相談支援センター「アーチル」（北部発達相談支援センター・南部発達相談支援センター）

知的障害、重症心身障害、自閉スペクトラム症などあらゆる発達障害の方々の相談・支援を行っている。

※平成24年１月より、北部発達相談支援センター（担当区域：青葉・宮城野・泉区）・南部発達相談支援センター（担当区域：若林・太白区）の２館体制とした。

(1) 施設概要

（北部発達相談支援センター）

所 在 地 泉区泉中央２丁目24番地の１
構 造 鉄筋コンクリート一部２階建
延床面積 2,845.34㎡
敷地面積 4,200.00㎡

（南部発達相談支援センター）

所 在 地 太白区長町南３丁目１番30号
構 造 鉄筋コンクリート３階建

延床面積	1,984.23㎡（仙台市社会福祉協議会太白区事務所及び仙台オープン病院附属乳がん検診長町センター含む）
敷地面積	1,804.38㎡

(2) 発達相談

発達障害の心配のある方や障害を持つ方とその家族のもつニーズに対応して、育児・子育ての支援、毎日の暮らしに関わる相談・支援等をライフステージに合わせて継続的に行う。

① 相談・支援

様々な発達障害のある児童・成人及びその家族に対する相談・支援を行う。また、療育手帳等の福祉サービスの利用や施設入所に関する相談・支援を行う。

②療育支援

乳幼児相談の後のフォローとしての初期療育グループ支援を行う。

相談状況（新規・継続別）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
継 続	10,775件	10,581件	10,542件
新 規	1,866件	2,087件	1,990件
計	12,641件	12,668件	12,532件

相談状況（乳幼児・学齢・成人別）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児	3,419件	3,723件	4,054件
学 齢	5,536件	5,647件	5,609件
成 人	3,686件	3,298件	2,869件
計	12,641件	12,668件	12,532件

〈資料：北部発達相談支援センター、南部発達相談支援センター〉

(3) 地域生活支援

地域に出向き、発達障害児者とその家族や、施設のニーズに応じた相談や支援を継続的に行う。

また、発達障害に対する市民啓発や理解促進のため各種研修を行うと共に、市民や関係機関とのネットワーク形成を図る。

①個別支援

発達障害児者とその家族の相談ニーズに応じて家庭訪問等による相談支援を行う。

②施設支援

児童発達支援センター、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、障害福祉サービス事業所等、関係機関からの相談や要請に基づき、施設を訪問し相談支援を行う。

③市民啓発

発達障害児者に対する市民啓発を目的に研修会を実施する。

④地域生活支援ネットワークの形成

発達障害児者への支援体制に関する課題を共有し関係者等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備を協議するため庁内連絡会及び協議会を開催する。